

『寝屋川市産業振興に関する連絡調整会議』について

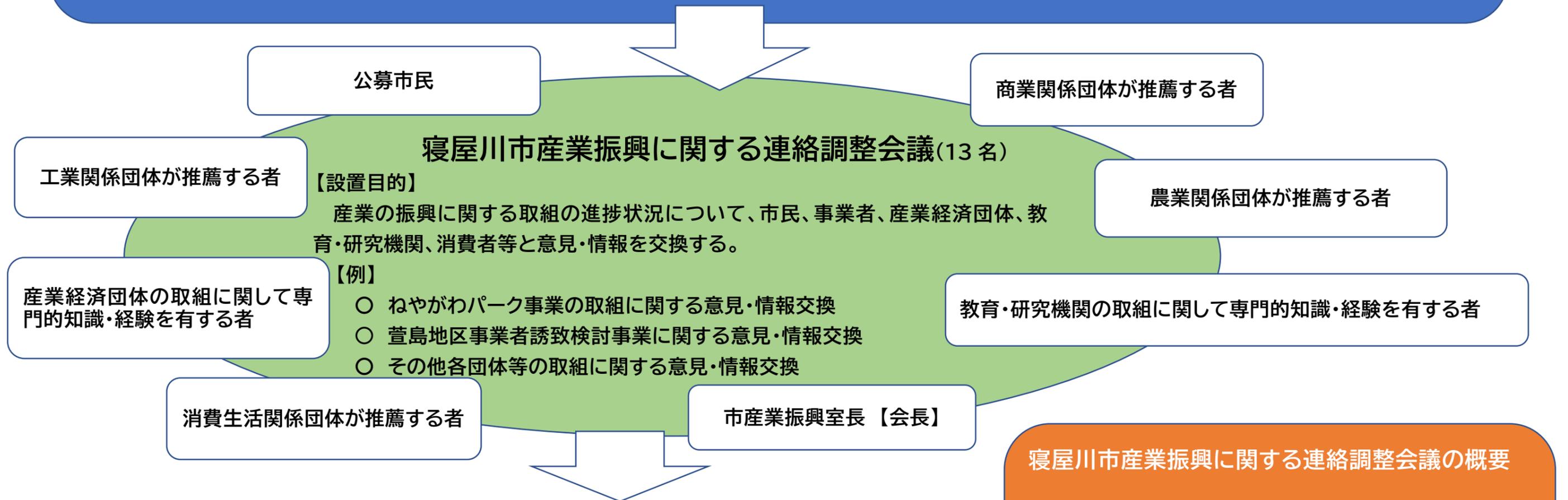
寝屋川市産業振興条例

【第3条第1項 基本理念】

産業の振興は、事業者の創意工夫、自助努力及び法令遵守を基本とし、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者及び寝屋川市がそれぞれの役割及び責務を果たしながら、市民の理解と協力の下、協働により推進するものとする。

【第13条 産業の振興に関する意見交換の場の設置】

市長は、産業の振興に関する取組の進捗状況について、市民、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者等と意見を交換する場を設けるものとする。



意見・情報交換した取組等について、『商・工・農業者』『産業経済団体』『教育・研究機関』『消費者』『寝屋川市』それぞれの役割及び責務を果たしながら、協働により推進することにより、地域産業の安定化・活性化の推進を図る。

➔ **市民生活の向上、にぎわいと活力のあるまちの実現**

寝屋川市産業振興に関する連絡調整会議の概要

- H25.5設置
- 現任期
令和4年10月5日から令和6年10月4日まで
- 今後のスケジュール(R4)
会議(1回目):10月25日 会議(2回目):2月頃